

掛川市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年2月1日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
4563	三十九ノ坪原里大池線旧道線	大池三十九ノ坪2300-3 大池三十九ノ坪2307-2	平成24年2月1日